

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和6年5月7日

徳島市長 遠藤彰良

1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 徳島外環状道路周辺対策事業川西排水機場除塵設備工事 (電子入札対象案件)
- (2) 工事箇所 徳島市上八万町川西 (施工能力審査型総合評価方式)
- (3) 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月13日まで
- (4) 工事概要 除塵設備工
 - 除塵機据付 N=3基
 - 水平コンベヤ据付 N=1基
 - 操作盤類据付 一式
- (5) 予定価格 (税抜き) 194,737,000円
- (6) 調査基準価格 (税抜き) 開札後に公表する。

本案件の調査基準価格の設定は、以下の土木系工事の算式によるものとする。

調査基準価格 (税抜き)

$$\begin{aligned} &= \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 68\% \\ \text{ア } &\text{直接工事費} = \text{機器費} \times 6/10 + \text{直接工事費} \\ \text{イ } &\text{共通仮設費} = \text{機器費} \times 1/10 + \text{共通仮設費} \\ \text{ウ } &\text{現場管理費} = \text{機器費} \times 2/10 + \text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費} \\ \text{エ } &\text{一般管理費} = \text{機器費} \times 1/10 + \text{一般管理費等} \end{aligned}$$

なお、調査基準価格は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

※ 調査基準価格 (税抜き) > 予定価格 (税抜き) × 0.92 の場合

$$\text{調査基準価格 (税抜き)} = \text{予定価格 (税抜き)} \times 0.92$$

※ 調査基準価格 (税抜き) < 予定価格 (税抜き) × 0.75 の場合

$$\text{調査基準価格 (税抜き)} = \text{予定価格 (税抜き)} \times 0.75$$

(7) 失格基準

調査基準価格を下回る入札を行った者で次のアからオまでのいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 入札価格が以下により算出される失格基準価格 (税抜き) を下回る価格である場合

$$\text{失格基準価格 [税抜き]} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格 [税抜き]} \times 2) \div 3 \times 0.93$$

なお、失格基準価格に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

平均入札額は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書 (失格となった者

の入札書も含む。) を対象に算出する。ただし、調査基準価格未満の額の入札書は調査基準価格とみなす。

この算式により算出した価格が調査基準価格を超える場合は調査基準価格を失格基準価格とする。

イ 内訳明細書記載の金額が次のいずれかの基準を満たさない場合

- (ア) 直接工事費が予定価格における直接工事費の75パーセント以上
- (イ) 共通仮設費が予定価格における共通仮設費の70パーセント以上
- (ウ) 現場管理費が予定価格における現場管理費の70パーセント以上
- (エ) 一般管理費が予定価格における一般管理費の30パーセント以上

ウ 内訳明細書の一部に未記載の項目がある場合

エ 内訳明細書の各明細金額と合計額が一致しない場合

オ 内訳明細書の「工事価格(入札書記載金額)」と入札書の「入札金額」が一致しない場合

本工事は競争入札参加資格審査申請、入札を徳島県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

また、本工事は入札参加希望者に対して、技術者評価及び企業評価に関して資料の提出を求め、配置予定技術者の能力、企業の施工能力等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(施工能力審査型)の工事である。この公告に定めのない事項については、「徳島市総合評価方式入札の実施方針」に示すとおりとする。

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条による技術者を配置可能な者
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 公告の日から開札執行の日までの間に、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効(最新の審査基準日から1年7か月経過)していない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (7) 建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準(以下「運用基準」という。)第4条に定め

る業者についての参加資格はつぎのとおりとする。

ア 徳島市内に建設業法上の主たる営業所（以下「本店」という。）を有する者

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかの条件を満たす者

(ア) 運用基準第5条第1項第1号に定める登録業者名簿に令和4年5月7日から継続して登載されている業者。ただし、運用基準第7条第1項第1号により、令和4年5月7日及び令和6年5月7日に登録業者名簿に登載されており、その間に1年未満の非登載期間がある場合は、参加資格を有することとする。

(イ) 運用基準第7条第1項第2号により、令和5年度、令和4年度、令和3年度及び令和2年度の登録業者名簿に登載されている業者。

(ウ) 運用基準第7条第1項第3号により、令和5年度の登録業者名簿に登載され、令和4年度の登録業者名簿に登載されていなかった業者のうち、令和3年度及び令和2年度の登録業者名簿に登載されている業者。

(エ) 運用基準第7条第1項第4号により、令和5年度及び令和4年度の登録業者名簿に登載され、令和3年度の登録業者名簿に登載されていなかった業者のうち、令和2年度及び令和元年度の登録業者名簿に登載されている業者。

ウ 運用基準第5条第1項第2号に定める等級は、最新の登録業者名簿における機械器具設置工事のAの者

エ 運用基準第5条第2項の規定により、平成26年度以降に、次の(ア)から(エ)までのいずれかの実績を有する者

(ア) 国又は地方公共団体が発注し、完成した除塵機の製作及び据付工事の元請実績又は下請実績

(イ) 国又は地方公共団体が発注し、完成した除塵機の製作及び据付工事の共同企業体における代表者又は構成員としての元請実績

(ウ) 本市が発注した除塵機の製作及び据付工事のうち、一般競争入札の参加実績（参加資格を有しなかった場合を除く。）

(エ) 本市が発注した除塵機の製作及び据付工事のうち、指名競争入札の指名実績

※(ア)及び(イ)について、本案件では下水道事業団の実績は対象としないため注意すること。

オ 運用基準第5条第3項の規定により、最新の登録業者名簿の格付において使用した総合評定値通知書又は当案件の申請時点での最新の総合評定値通知書のいずれかにおける機械器具設置工事の平均年間完成工事高の額が500万円を超えている者

カ 運用基準第7条第2項第3号の規定により、次の(ア)から(エ)までの機械設備を保有している者

(ア) 2トン級以上のクレーン設備（例えば天井クレーン、門形クレーン等）

(イ) 金属工作機械（例えば旋盤、切断機、折曲機、プレス機等）

(ウ) 溶接機（例えばアーク溶接機、特殊溶接機、自動溶接機、電子ビーム溶接機等）

(エ) トランク類（例えばクレーントランク、フォークリフト、トランク等）

キ 運用基準第7条第7項の規定により、徳島市外から徳島市内に本店所在地を移転した者は、令和6年5月7日現在で移転後2年以上経過していなければ、入札に参加できないものとする。

3 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

ア 技術者評価

配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点
配置予定技術者の資格	技術士（機械部門）	10
	上記以外	0
配置予定技術者の過去一定期間における <u>同種建設工事</u> の工事成績評定点 ※対象工事 ・徳島市の発注工事：平成26年4月1日から 令和6年3月31日までに検査・合格した工事 ・徳島県又は国の行政機関の発注工事又は工事 成績評定相互利用対象工事：平成31年4月1 日から令和6年3月31日までに検査・合格し た工事 ※本案件では、下水道事業団発注の工事は評 価対象としないため、注意すること。 ※同種建設工事：機械器具設置工事	$\text{評価点} = (\text{工事成績評定点} - 60) \times \beta \div 30 \times 15$ $\beta : \text{最終契約金額（税込）の補正係数}$ <p>5,000万円以上 : $\beta=1.5$ 2,500万円以上 5,000万円未満 : $\beta=1.3$ 1,000万円以上 2,500万円未満 : $\beta=1.15$ 1,000万円未満 : $\beta=1.0$</p> <p>※評価点は、小数点第1位まで求めるもの とし、小数点第2位を切り捨てる。</p> <p>※工事成績評定点が65点未満の場合は、評 価点を0点とし、評価点の上限を15点と する。</p>	0~15

【注記】

- ① 様式2-3「配置予定技術者の工事成績」に記載された内容により評価する。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合は、評価点合計の最も低い技術者で評価するため留意すること。
- ② 配置予定技術者の工事成績評定点は、様式に記載された工事に監理技術者若しくは監理技術者補佐若しくは主任技術者又は現場代理人として、工期の2分の1を超えて従事していた工事のみを評価対象とする。
また、工場製作期間と現地据付期間で技術者を途中交代する場合は、現地据付期間を担当する配置予定技術者で評価する。また、この場合、現地据付期間の2分の1を超えて従事した工事を評価対象とする。
- ③ 特定建設工事共同企業体が施工した工事の場合は、共同企業体の代表者として施工した工事のみを評価する。なお、この場合の最終の契約金額は、出資比率を乗じて得た金額とする。
- ④ 工種については、原則、コリングスに登録されている建設業許可業種で判断する。入札工事と異なる工種の実績を申請した場合は、評価対象外とするため留意すること。
- ⑤ 国の行政機関とは、国会、裁判所、会計検査院、独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人を含まないため留意すること。ただし、国の「工事成績相互利用登録機関」が発注する「工事成績評定

相互利用対象工事」として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事については、上記実績に含まれるものとする。

イ 企業評価

企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点
<p>徳島市発注の同種建設工事の工事成績評定点の平均点</p> <p>※対象工事： 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに検査・合格した工事</p> <p>※工事成績評定点の平均点の算定に用いる対象工事は、<u>最終の契約金額（税込）が1,000万円以上の工事</u>とする。</p> <p>※同種建設工事：機械器具設置工事</p>	<p>評価点 = (工事成績評定点の平均点 - 60) ÷ 20 × 15</p> <p>※評価点は、小数点第1位まで求めるものとし、小数点第2位を切り捨てる。</p> <p>※工事成績評定点の平均点は、小数点第2位以下を切り捨てた値を使用する。</p> <p>※工事成績評定点の平均点が65点未満の場合は評価点を0点とし、80点以上の場合は評価点を15点とする。</p> <p>※対象の工事を有しない者において、平成26年4月1日から令和6年3月31までの間に施工実績（工事成績評定点が65点以上の工事に限る）を有する者については評価点を5点とする。</p>	0～15

【注記】

- ① 徳島市発注の同種建設工事の工事成績評定点は、徳島市長名でしゅん工検査合格書を発行した工事で、徳島市工事成績評定要領に基づき、徳島市から通知したものに限る。（上下水道局（旧水道局）、交通局又は病院局において、しゅん工検査合格書を発行した工事は対象外である。）
- ② 特定建設工事共同企業体が施工した工事の場合は、共同企業体の代表者として施工した工事のみを評価する。

地理的条件

評価項目	評価基準	配点
徳島市内における建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地の有無	徳島市内に本店あり	10
	上記以外	0

社会性

評価項目	評価基準	配点
アドプト事業・ボランティア活動の実績、災害活動の実績、ISO認証の取得	実績等がある評価項目が4項目のもの	10
① 「アドプト事業(徳島市、徳島県又は国)の参加」又は「ボランティア活動の実績」の有無	実績等がある評価項目が3項目のもの	7
② 「防災協定の締結」、「徳島市防災協力事業所登録制度の登録」、「災害時等の緊急出動の実績」又は「大規模災害時の支援活動の実績」の有無	実績等がある評価項目が2項目のもの	5
③ 「ISO9001」又は「ISO14001」の認証取得の有無	実績等がある評価項目が1項目のもの	3
④ 「下請代金を手形ではなく現金で支払うこと等」の誓約書提出の有無	上記以外	0

【注記】

- ① アドプト事業・ボランティア活動の実績、災害活動の実績、ISO認証の取得による評価については、落札候補者を決定するための審査では、原則として【様式4-1：企業の社会性(地域貢献度の実績)】のみをもって審査を行うため、様式の取り違え、記載漏れ等がないよう留意すること。
- ② 評価するアドプト支援事業・ボランティア活動、災害活動の活動期間は、次のとおりとする。

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

評価する大規模災害時の支援活動の活動期間は、次のとおりとする。

令和3年1月1日から令和5年12月31日まで

- ③ ISOは、開札日の時点で有効期限切れのものは評価対象外とする。
- ④ 本工事において、下請負契約締結を行わない場合においても、「下請代金を手形ではなく現金で支払うこと等」の誓約書の提出をもって、実績等がある評価事項の1項目として評価する。

(2) 落札者の決定方法

入札参加資格を満たす者で、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して、以下により算出される評価値の最も高い者を落札者とする。なお、有効な入札を行った者が1者であり、入札価格が調査基準価格を上回った場合には、評価値の算出を省略し落札者を決定する。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \quad (\text{単位: 億円})$$

(なお、評価値は小数点第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。)

基礎点：参加資格要件を満たす者に100点を与える。

加算点：評価基準に基づき評価された得点を加算点に換算して与える。

$$\text{加算点} = (1) \text{で評価した得点合計} \div 60 \text{点} \times \underline{\text{10点}}$$

(なお、加算点は小数点第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。)

4 参加資格の確認と一次審査

次に掲げる書類の審査により一般競争入札参加資格の有無を決定するため、申請書提出を行う際、次に掲げる書類を同時に提出しなければならない。

落札候補者として決定された場合を除き、原則として総合評価の加算点を算出する際にも次に掲げる書類のみをもって審査を行うので、様式の取り違え、記載漏れ等が無いように注意すること。

(1) 業者状況一覧表・技術職員配置計画書（3人まで申請可能）

「法令による免許」欄については、本工事に係る取得している国家資格の名称を該当する欄に記入すること。なお、配置予定技術者が評価基準となっている資格を有している場合は、必ず、当該資格を記入すること。

また、本工事は工場製作期間と現地据付期間で技術者の途中交代を認めるものとし、技術者を交代させる場合には、配置予定期間を明記すること。

(2) 配置予定技術者の資格を証する書類の写し

(3) 配置予定技術者に係る健康保険被保険者証の写し等、雇用期間を証明する資料

※ 国民健康保険等の被保険者であるため健康保険被保険者証で雇用関係を証明できない場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用期間を証明できる資料を添付すること。

注) (2)、(3)の書類に代えて配置予定技術者に係る監理技術者資格者証の写しを提出した場合は、(2)、(3)の書類を提出したものとみなす。

(4) 工事実績表

(5) 下請工事証明書（下請用）

(6) 配置予定技術者の工事成績 【様式2－3】

(1)で記載した配置予定技術者（最大3人まで）の工事成績（1人あたり1件）

(7) 企業の社会性（地域貢献度の実績）【様式4－1】

(8) 「下請代金を手形ではなく現金で支払うこと等」の誓約書 【様式5－1】

(9) 紙入札方式参加承諾願【紙入札用】

(10) 入札参加資格審査申請書【紙入札用】

5 落札候補者の審査

落札候補者として決定した場合は、以下の追加資料の提出を求める。

(1) 配置予定技術者に係る評価事項について、発注者が指示する資料

具体的な資料名称については、【様式2－3】の注記を参照すること。

(2) 企業の社会性（地域貢献度の実績）の評価事項について、以下の資料

ア アドプト支援事業報告書【様式4－2】

事業の認定書等の写し（認定印等があること）を添付すること。

イ ボランティア活動実績報告書【様式4－3】

活動内容が客観的に判断できる確認資料を添付すること。自主的に活動したものは、施設管理者の証明書を添付すること。

ウ 防災協定締結書の写し等

- エ 災害時等の緊急出動の実績証明書の写し等
- オ 大規模災害時の支援活動の実績証明書の写し等
- カ I S O登録証（付属書を含む）の写し
- キ 「下請代金を手形ではなく現金で支払うこと等」の誓約書の原本

6 様式及び契約条項を示す場所

- (1) 様式：徳島市ホームページ 入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等）
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/index.html>)
- (2) 契約条項：総務部契約監理課

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所本館6階
電話 088-621-5326

7 設計図書の提供及び期間

- (1) 提供場所 徳島市ホームページ 公共工事入札情報サービスからダウンロードすること。
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/ppi.html>)
 - 設計担当課 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所 本館5階 都市建設部道路建設課
電話 088-621-5290
- (2) 期間 令和6年5月7日から令和6年5月29日まで

8 申請書類及び確認資料等の提出及び方法

- (1) 提出期間 令和6年5月8日から令和6年5月21日午後5時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。
- (3) 申請書類

必須提出書類：4-(1)から(3)、(6)から(7)

該当者提出書類：4-(4)又は(5)、(8)

※2-(7)-エー(ウ)又は(エ)に定める実績を有する業者は、4-(4)又は(5)の提出は必要ない。

※4-(8)について、誓約書の内容を遵守し、企業評価の社会性において評価対象として評価を受ける場合は、提出を要する。

P D F形式又はMicrosoft Excel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成のうえ、電子入札システム画面の【入札参加資格審査申請書】に添付して送信すること。

なお、4-(2)及び(3)はスキャナーで取り込みP D F形式に変換し添付すること。

また、4-(5)を提出する場合は、元請業者が証明した証明書をスキャナーで取り込みP D F形式に変換し添付すること。当該書類を電子入札システムで添付できない場合は、提出締切日までに契約監理課に提出すること。

紙入札方式で参加する場合

必須提出書類：4-(1)から(3)、(6)から(7)、(9)から(10)

該当者提出書類：4-(4)又は(5)、(8)

※2-(7)-エー(ウ)又は(エ)に定める実績を有する業者は、4-(4)又は(5)の提出は必要ない。

※4-(8)について、誓約書の内容を遵守し、企業評価の社会性において評価対象として評価を受ける場合は、提出を要する。

提出期限は令和6年5月21日午後5時までとする。

提出先は契約監理課とする。

注) 提出期間の経過後は、原則として申請書類及び確認資料等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、総合評価の加算点の算出に影響のない資料について、確認が必要なものについては、開札後再提出又は追加提出を求めることがある。

9 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、FAXにより行うものとする。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

(1) 受付期間 令和6年5月8日から令和6年5月16日午後4時まで

(2) 回答期間 令和6年5月22日から令和6年5月28日まで

(3) 受付方法 契約監理課にFAXすること。

FAX : 088-624-5563

(4) 回答方法 徳島市ホームページで公開する。

10 入札書と内訳明細書の提出方法

(1) 提出期間 令和6年5月22日から令和6年5月29日午前10時まで

(2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

入札書には内訳明細書を添付すること。なお、内訳明細書はPDF形式又はMicrosoft Excel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成すること。

紙入札方式で参加する場合

提出日時 : 令和6年5月29日午前10時

上記提出日時に入札室（徳島市役所本館6階）へ持参すること。提出に際しては、提出日を記載して、二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封緘し、内訳明細書は外封筒に入れ、内封筒には入れないこと。なお、代理人が入札書を持参する場合は委任状を持参すること。

注) 入札書を提出した後は、原則として撤回、訂正等はできない。

ただし、例外として、入札書提出後、申請書の技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、落札決定までの間は入札辞退理由書を受付けるものとする。この場合において、入札辞退理由書の提出が開札までであれば、辞退の扱いとし、開札後から落札決定までであれば、失格の扱いとする。

注) 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者を失格とするので注意すること。また、提出後は、内訳明細書の差し替え及び再提出は一切認めない。

11 開札等

(1) 開札日 令和6年5月29日午前10時

- (2) 開札場所 入札室（徳島市役所本館6階）
- (3) 開札時に入札書提出者の立会いを許可する。
- (4) 徳島市入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第12条の2第3項により、開札後、入札参加資格の有無を審査するため、落札の決定を保留するものとする。
- (5) 保留後、実施要綱第12条の2第4項から第6項までの規定により、全入札参加者について申請書等の確認を行い、入札参加資格の有無が決定した時点でこれを公表し、この時点で予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の有効な入札を行った者（失格者を除く。）の総合評価方式の入札に係る資料の審査及び評価値の算定を行うため、再度保留するものとする。なお、有効な入札を行った者が1者の場合には、評価値の算出を省略し落札候補者を決定する。
- 注) 入札参加資格の無い場合は、開札後、無効となる。なお、配置予定技術者の専任に係る要件については入札参加資格には規定していないため、審査の対象にはならない。
- (6) 再度保留後、無効となった者及び失格となった者を除いた入札参加者について、提出された申請書類及び確認資料等に基づき、評価値の算定を行い、評価値の最も高い者を落札候補者に決定するものとする。
- (7) 落札候補者となるべき同じ評価値が複数ある場合には、入札価格の低い者を落札候補者とし、入札価格も同額であるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (8) 落札候補者は令和6年6月12日頃決定し公表する予定である。
- (9) 落札候補者決定後、確認資料（追加提出分）の提出を求め、提出された申請書及び確認資料等（追加提出分を含む。）の審査を行い、記載事項に誤りがないと確認した場合は、当該落札候補者を落札者に決定する。なお、有効な入札を行った者が1者であり、入札価格が調査基準価格を上回った場合には、確認資料（追加提出分）の提出を求めることなく、落札候補者を落札者に決定する。ただし、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った価格の場合は、低入札価格調査を行う。
- (10) 当該落札候補者が、前項の審査により落札者として該当しない場合は、次順位者を新たに落札候補者とし、前項の手続きにより審査を行うものとする。なお、次順位者となるべき同じ評価値の者が複数ある場合は、(7)と同様の手続きにより次順位者を決定する。
- (11) 落札者を決定した場合は、原則として、電子入札システムにより通知する。紙入札方式で参加する者には、入札結果の公表をもって落札決定の通知とし、落札者となった場合のみ別途通知する。

12 配置予定技術者に関すること

- (1) 技術職員配置計画書に記載する配置予定技術者は、本工事に対応する資格を有するとともに入札参加申請日の時点で所属建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にあることを要する。
本要件を満たさない配置予定技術者については、総合評価の評価対象としない。また、本要件を満たす配置予定技術者を1人も記載していない場合は、入札を無効とする。
- (2) 下請契約の請負代金の総額が税込4,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上となる場合は、建設業法に基づき、監理技術者の配置が必要となる。
なお、監理技術者を専任で配置する場合は、開札日の時点で有効期間内の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けていることを要する（機械器具設置工事に係るものに限る。）。
- (3) 落札者は技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置すること。配置後、当該

技術者を変更することは原則として認めない。

なお、入札の結果、契約金額が税込4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を必要とする。

(4) 前項に関わらず、落札決定後契約前に技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合において、次の条件を全て満たす場合は、技術職員配置計画書に記載のない技術者を配置することを認める。

ア 技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者の全員について、死亡、入院、又は退職等特別な理由で、やむを得ず本工事に配置できなくなった場合

イ 配置しようとする技術者が、入札の参加資格として求める要件を満たしている場合

ウ 配置しようとする技術者の総合評価の評価点が元の配置予定技術者の評価点以上である場合

(5) (3)に関わらず、技術者を配置後、当該技術者について死亡、入院、又は退職等特別な理由でやむを得ない場合は、入札の参加資格として求める要件を満たしている技術者との交代を認める。また、1ヶ月以内に入札の参加資格として求める要件を満たす技術者を雇用し本工事に配置できる見込みがある場合は、要件を満たすこととして取り扱う。

交代した技術者の総合評価の評価点が元の技術者より低い場合は、交代は認めるが、工事成績評定点を減点する。

(6) (3)に関わらず、配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合において、本市が認める兼務条件を満たす場合は、他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務することが可能である。

(7) (3)に関わらず、工場製作を含む工事については、工場製作のみが行われている期間は工場製作期間を担当する技術者は専任を要せず、本工事の工場製作を行う工場と同一工場内における他の同種工事の工場製作の監理（主任）技術者として従事することができる。

また、申請書の技術職員配置計画書に工場製作期間と現地据付期間の技術者を明記して申請した場合に限り、工場から現地へ工事の現場が移行する時点で、技術者の途中交代を認めるものとする。ただし、この場合であっても技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者以外との交代は原則として認めない。

13 総合評価の履行の担保

(1) 配置予定技術者の履行の担保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより配置予定技術者に関する評価項目の得点合計が、入札時より低くなる場合は、次のとおり工事成績評点を減点する。

$$\text{工事成績減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{点}$$

A : 入札時の配置予定技術者に対する得点合計

B : 交代した技術者に対する得点合計（開札時点での評価）

工事成績減点値は小数点第1位までとし、第2位以下を四捨五入する。

14 入札・落札に関すること

(1) 特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は延期をすることがある。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札の無効

- ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札
 - エ 建設工事等入札心得第5条の各号に該当する入札
- なお、郵送による入札は認めない。

(4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、失格とする。

(5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。

(6) 開札日の翌日から落札決定までの間に、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）した者は、失格とする。

(7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 落札者の決定方法

今回の入札では低入札価格調査制度を適用するので、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格を下回った価格で入札しても直ちに無効ではない。ただし、この場合の失格基準については1-(7)のとおりとする。

調査基準価格を下回った入札を行った落札候補者に対しては、低入札価格調査を行う。また、当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引きの秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者（失格者を除く。）のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。低入札価格調査制度に関する事項については、「徳島市低入札価格調査制度事務処理基準」に示すとおりとする。

なお、入札結果については、後日入札参加者全員に通知する。

15 契約に関すること

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上（金銭的保証とする）
- (3) 本案件は、令和6年度から令和7年度までの継続契約である。

各年度の支払い限度額については契約時に別途協定により定めることとし、令和7年度の支払い限度額については、令和6年度の支払い状況に応じて見直すものとする。

- (4) 前払金 契約金額の10分の4以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (5) 中間前払金 契約金額の10分の2以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った者の契約

契約保証金 契約金額の100分の30以上（金銭的保証）

前払金 契約金額の10分の4以内
中間前払金 契約金額の10分の2以内
契約が解除された場合の違約金 契約金額の10分の3
建設業法第26条による技術者を1人増員して配置すること

(7) 契約の締結手続

本工事に係る契約は議会の議決を必要とするものであるから、入札後落札者と仮契約を締結し、本市議会議決後本契約としてその旨を別途通知する。

- (8) 落札者の決定後、本契約締結までの間において、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (9) 落札者の決定後、本契約締結までの間において、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (10) 落札者の決定後、本契約締結までの間において、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）した場合には、この請負契約を締結しないこととする。

16 その他

- (1) 下請契約の請負代金の総額が税込4,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上になる場合は、建設業法に基づき特定建設業の許可（機械器具設置工事に係るものに限る。）が必要となる。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (3) 運用基準第7条第2項に該当する場合は、申請時に関係書類の提出を求めることがある。
- (4) 運用基準第7条第5項に該当する場合は、申請時に登記事項証明書等の提出を求めることがある。
- (5) その他、業者選定の詳細については、運用基準によること。
- (6) 実施要綱第14条の規定により、入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、市長に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。
- (7) 本件工事は、参加資格申請、添付資料、入札等を電子入札システムで行うものであり（一部郵送による。）、対応の詳細については、徳島市建設工事等電子入札要領及び徳島市建設工事等電子入札に関する運用基準によること。
- (8) その他、各様式等の記載例、入札心得等に従うこと。
- (9) 本市側のシステム障害等により電子入札システムによる入札手続に障害が発生した場合には、受付等の締切時間の変更、紙入札への切り替え、又は入札を取り止めことがある。

徳島外環状道路周辺対策事業川西排水機場除塵設備工事

経過日数	月日	曜日	一般競争入札実施行程表【施工能力審査型総合評価方式】
	4月30日	火	
	5月1日	水	
	5月2日	木	
	5月3日	金	
	5月4日	土	
	5月5日	日	
	5月6日	月	
1	5月7日	火	一般競争入札公告
2	5月8日	水	[参加申請書受付開始]
3	5月9日	木	
4	5月10日	金	
5	5月11日	土	
6	5月12日	日	
7	5月13日	月	
8	5月14日	火	
9	5月15日	水	
10	5月16日	木	[質疑受付終了]
11	5月17日	金	
12	5月18日	土	
13	5月19日	日	
14	5月20日	月	
15	5月21日	火	[参加申請書受付締切]
16	5月22日	水	[入札開始【電子】]
17	5月23日	木	
18	5月24日	金	
19	5月25日	土	
20	5月26日	日	
21	5月27日	月	
22	5月28日	火	[回答終了]
23	5月29日	水	[入札終了【電子】] [入札書提出【紙】] ↓ 開札
	5月30日	木	
	5月31日	金	
	6月1日	土	
	6月2日	日	
	6月3日	月	
	6月4日	火	
	6月5日	水	
	6月6日	木	

[設計図書のダウンロード開始]

[設計図書のダウンロード終了]

建設業法による建設業の許可と技術者の配置要件について

特定建設業の許可、監理技術者及び主任技術者の配置については、建設業法により次のとおり定められていますので、適正に対応してください。

1 特定建設業の許可

下請契約の請負代金の総額が税込4,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）<以下「下請基準額」という。>以上となる場合は、建設工事の種類に対応する建設業種について特定建設業の許可を受けていることが必要となります。

特定建設業の許可を有しない者は、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

2 監理技術者又は特例監理技術者の配置

下請契約の請負代金の総額が「下請基準額」以上となる場合は、当該工事に対応する建設業についての監理技術者を専任の技術者として配置することが必要となります。

特定建設業の許可を有する者であっても、監理技術者の資格を有しない技術者を配置する場合は、技術者の変更は原則として認めいないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

また、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置することが必要となります。

なお、専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）については、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した者でなければなりません。

3 主任技術者の配置

契約金額が税込4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満の場合、配置する技術者は、専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めないことから、契約変更により契約金額が税込4,000万円

（建築一式工事にあっては8,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であったとしても、本市が認める兼務条件を満たす場合は、兼務が可能です。